

国家賠償請求事件について ～県立高校プールでの飛び込み事故～

【概要】

県立畝傍高校の卒業生(水泳部OG)が、高校の水泳部の練習に参加した際、スタート台横付近から飛び込みを行ったところ、プール底面に頭部を打ちつけ頸髄損傷の傷害を負った。これに関して、プールの設置又は管理の瑕疵によるものとして、損害賠償(2億1504万891円)を求めたもの。

【経緯】	H24.8.12	事故発生
	H26.2.24	提訴
	H28.2.9	結審
	H28.4.28	判決言い渡し

【判決主文】

- 1 被告は、原告に対し、金6691万7684円及びこれに対する平成24年8月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その3を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

【判決理由】

○本件プールはガイドライン(※)の要求する水深が確保されておらず、飛び込みを禁止する措置などが講じられることもなかった。したがって、本件プールは飛び込みを行って使用するプールとして通常有すべき安全性を欠いたものであり、設置又は管理の瑕疵があったものと認められる。

○他方、原告にも適切な飛び込みを行うよう留意すべき注意義務があったというべきであり、過失相殺をするのが相当である。

※ガイドライン
「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」(日本水泳連盟)

【今後のスケジュール】

H28.5.12	原告控訴期限
H28.5.16	被告(県)控訴期限